8. 地区内道路整備プログラム

(1)地区内道路整備プログラムの検討

地区内道路整備プログラムは，目指すべき地区内道路網の各路線を対象に，整備の優先度を明示したもので，整備優先度の考え方に基づき，「優先整備路線」，局所的改良や交通安全の視点も含めた「機能確保のための総合的な取組」箇所を選定している。

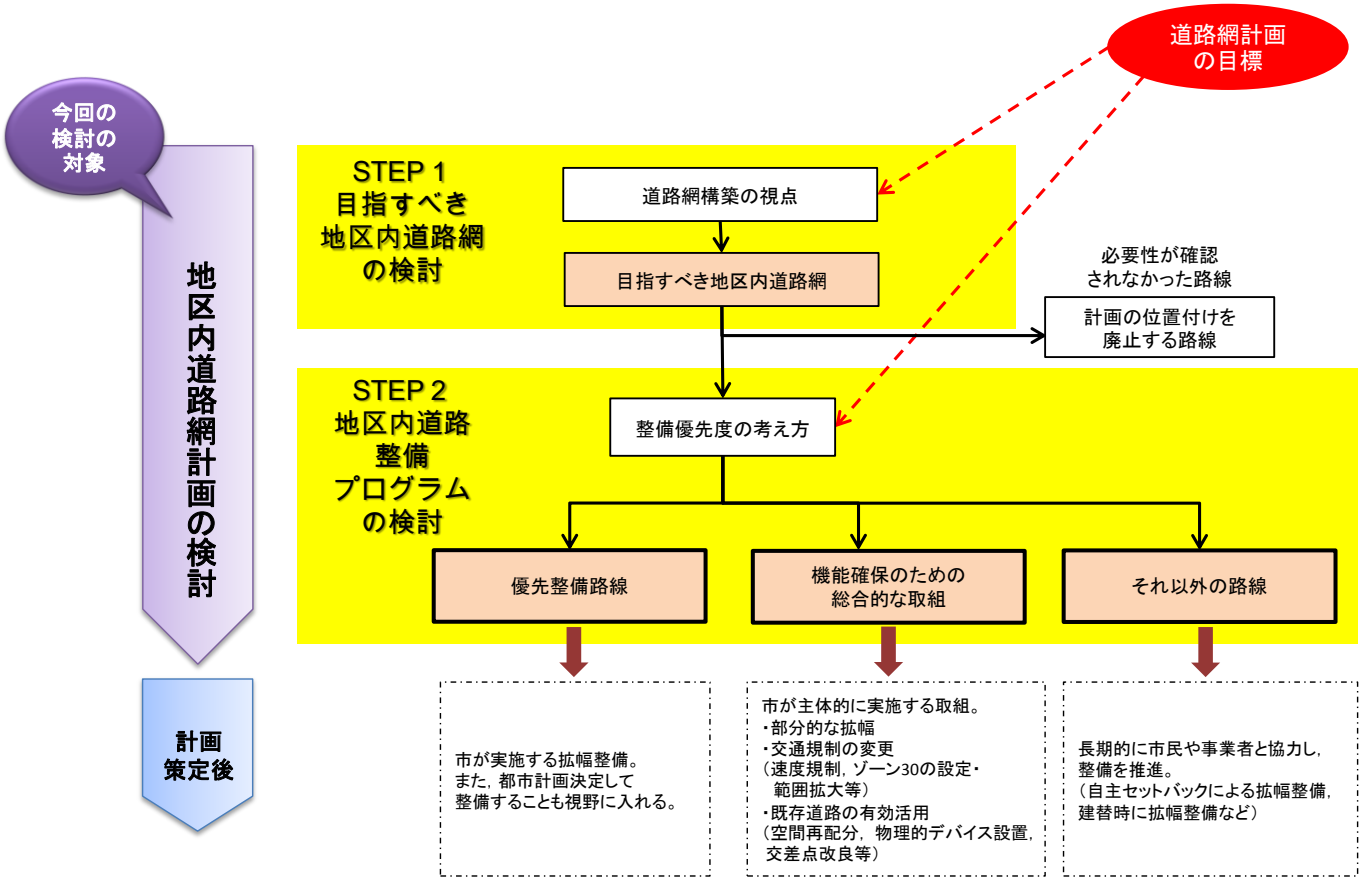

図　地区内道路網計画の検討の流れ

(2)優先整備路線

・整備優先度の考え方

目指すべき地区内道路網から，現在，市で重点的に取り組むべき視点として，消防活動困難区域の解消に資する路線，都市基盤整備事業の関連路線を，優先整備路線として選定する。

・消防活動困難区域の解消に資する路線

市内には，消防活動を行うことが難しい「消防活動困難区域」がいまだに点在している状況である。消防活動を円滑に行うために，消防ホースの曲折を考慮し，震災時に消防自動車が通れる幅員６ｍ以上の道路から１４０ｍ以遠の「消防活動困難区域」を解消し，防災性の向上を図る。

・都市基盤整備事業の関連路線

現在，市では京王線の地下化が実現し，これに連動する調布・布田・国領の各駅前広場の整備が進んでいる。また，鉄道敷地の利用については，平成２７年度から平成３６年度までの１０年間で，段階的に整備を進めることとしており，これらと連動して整備を進めることで，地域の発展の促進や利便性の向上を図る。

(３)機能確保のための総合的な取組

・機能確保のための総合的な取組の検討の考え方

現在の生活道路網計画とそれに基づく道路整備は，ほぼ優先度をつけずに，全ての道路の整備を同じ速度で進めている状況であるが，問題解決の緊急性を考えれば，これからは，地区の課題の解決に役立つ生活道路の整備に転換し，道路空間の確保だけでなく，局所的改良や交通安全の視点を含む総合的な取組を行うことが重要である。

そこで，部分的に解決する必要のある課題として，ボトルネックとなっている箇所，小学校の周辺などで，機能確保のための総合的な取組を位置付ける。

この取組では，部分的な拡幅や交通規制の変更（速度規制，ゾーン３０の設定等）や既存道路の有効活用（交差点改良，物理的デバイスの設置など）により，機能の確保ができないかなどを検討する。

・ボトルネックとなっている箇所

前後区間が整備済となっている区間や広域道路に接続する道路のうち部分的に未整備となっている区間などを拡幅整備することで，アクセス性の向上や，迂回による生活道路への通過交通の抑制，事故の削減などを図る。

・小学校の周辺

小学校の周辺では，早急に児童の安全対策を実施することが必要であることから，短期的に実施可能な方策について地域の方々と協議し，安全性の向上を図る。

(4)地区内道路整備プログラム

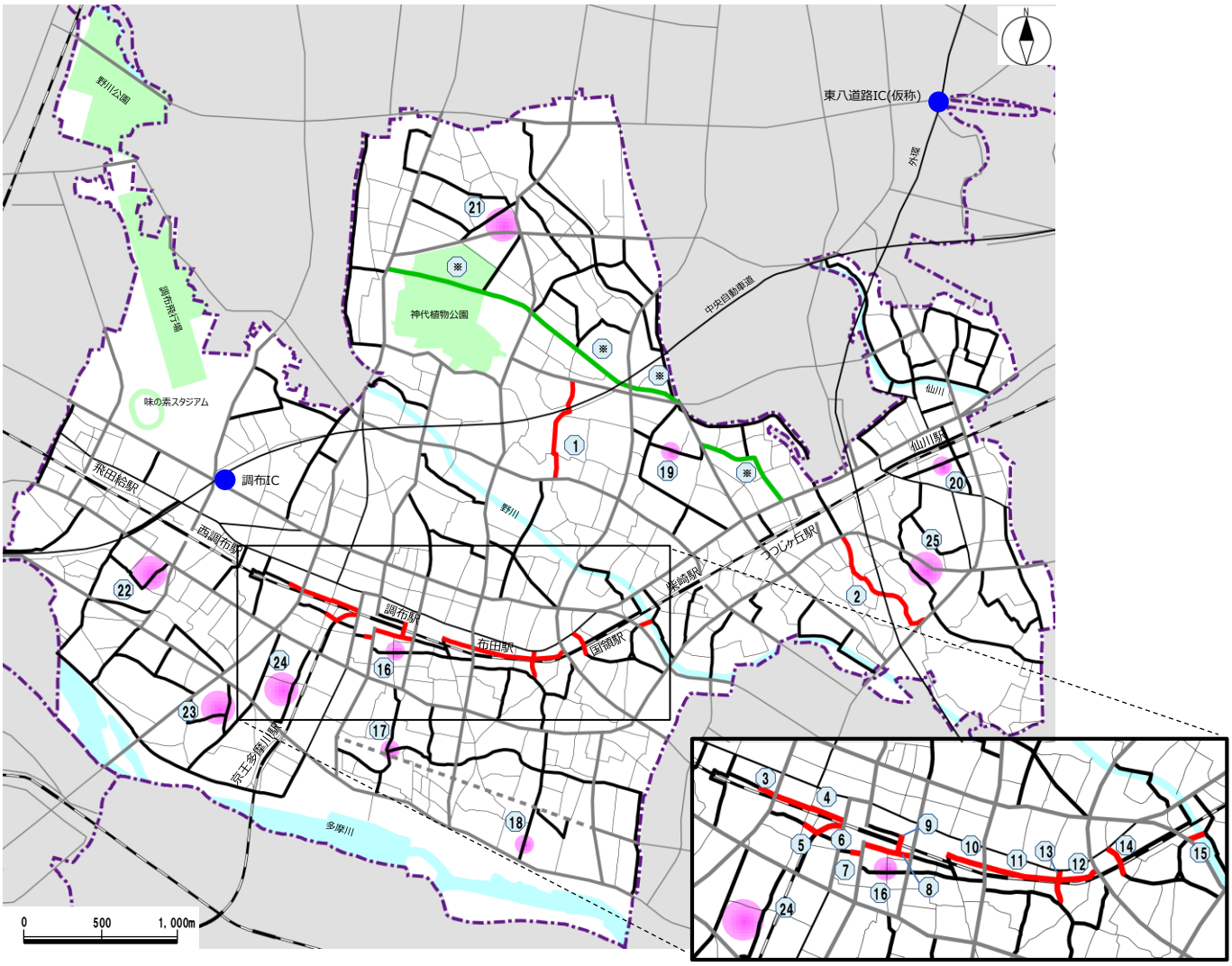

※広域道路と合わせて，今後検討する路線
並行する生活道路（神代植物公園通り）の機能改善を図ることにより，都市計画道路の機能代替の可能性について検討が必要

凡　例

- 優先整備路線
- 機能確保のための総合的な取組
- 広域道路網と合わせて今後検討する路線
- 上記以外の地区内道路網の路線
- 生活道路の位置付けを廃止する路線
- 広域道路網
- 広域道路網（廃止候補路線）

図　地区内道路整備プログラム

表　優先整備路線

No	路線	区間	延長(m)
1	市道北165号線ほか2路線	調布3・4・14号線 ～調布3・4・11号線（佐須街道）	730
2	市道東81号線ほか2路線	調布3・4・10号線（品川通り） ～調布3・4・17号線	900
3	市道西100号線	下石原１丁目地内	70
4	市道南13号・14号線	調布3・2・6号線（鶴川街道） ～調布7・5・1号線（市役所前通り）	400
5	市道南15号線 （調布駅周辺地区・区画道路7号）	市道南17号線～鉄道敷地	80
6	計画路線 （調布駅周辺地区・区画道路９号）	市道南18号線 ～調布7・5・1号線（市役所前通り）	150
7	市道南27号線 （調布駅周辺地区・区画道路２号）	小島町２丁目地内	60
8	市道南26号線 （調布駅周辺地区・区画道路12号）	調布駅前広場 ～調布3・4・28号線（蓮慶寺の通り）	200
9	市道南26-17号線 （調布駅周辺地区・区画道路13号）	市道南26号線～市道南22号線	40
10	計画路線	市道南25号線 ～調布3・4・26号線（布田南通り）	200
11	市道南139-8号線・計画路線	調布3・4・26号線（布田南通り） ～市道南137号線	350
12	計画路線・市道南138号線	市道南137号線 ～調布3・4・18号線（狛江通り）	220
13	市道南137号線・市道南140号線	都道119号（旧甲州街道） ～主要市道22号線	180
14	市道南155-4号線	都道119号（旧甲州街道）～鉄道敷地	140
15	計画路線 （国領駅周辺地区・区画道路２号）	調布3・4・7号線～市道東45号線	100
	合計		3,820

表　機能確保のための総合的な取組（ボトルネック）

No	路線
16	計画路線
17	市道南116号線（白山通り）
18	主要市道20号線（三中通り）
19	市道北272号線
20	市道東110-3号線

表　機能確保のための総合的な取組（小学校周辺）

No	路線
21	北ノ台小学校周辺
22	第三小学校周辺
23	多摩川小学校周辺
24	富士見台小学校周辺
25	若葉小学校周辺

※ここで示す延長は目安であり，事業化時の測量延長などとは異なる場合がある。
※各路線に示した番号は，整備の優先順位を示すものではない。
※現在事業中の路線については，引き続き事業が継続される。

9. 今後の課題

以下の点については，今後も引き続き検討を進める。

(1)自転車利用の環境づくり

・国や東京都の自転車施策

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成２４年１１月）

検討委員会（平成２４年１１月）の提言を踏まえガイドラインを策定。各地域において道路管理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画の作成やその整備，通行ルールの徹底等を進めることを目的として，安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成２４年１１月）が策定された。国土交通省及び警察庁が国土技術政策総合研究所の調査・研究の成果等も踏まえ，共同で策定している。

● 適用の留意点

○ 自転車通行空間の整備と併せ、通行ルールを徹底するなど、ハード、ソフトの両面から幅広い取組が行われるよう、多様な関係者と連携して実施すべき事項について記載。

○ 地域の実情を十分踏まえ、関係機関等と適切に役割を分担した上で、各種取組を検討、実施されることが望ましい。

○ 自転車ネットワーク計画を構成する路線を対象として、実務的な検討事項等をとりまとめているが、それ以外の路線においても参考とすることが望ましい。

○ ガイドラインは標準的な考え方等を示したものであり、具体の取組の検討にあたっては、地域の課題やニーズ、交通状況等を十分に踏まえる必要がある。

○ ガイドラインは今後得られる技術的な知見や法制度の改正等を踏まえ、順次改訂していく予定。

● 自転車通行空間の計画・設計

自動車・歩行者と分離された自転車通行空間は，わずか約３，０００Ｋｍである。

断片的な整備ではなく，ネットワークとして機能させることが重要であり，地域の計画策定を推進することとしている。

全ての道路で自転車通行空間を整備することは現実的ではないため，効果的，効率的に整備することを目的に，面的な自転車ネットワークを構成する路線を選定することとしている。

今後は，自転車にとって重要な路線などで車道通行を基本とする整備を進める方針であり，自転車道，自転車専用通行帯等に加え車道で自動車と混在する方法，自動車の規制速度や交通量等に応じ，整備形態の選定方法を提示している。

既存の道路等で整備するにあたっては，道路空間の再配分等を検討，整備困難な場合，当面の整備形態，代替路を検討することとしている。

● 自転車利用のルールの徹底・総合的な取組

安全で快適な自転車利用環境を創出するため，自転車通行空間の整備と併せて，利用ルールの徹底を図るとともに，駐停車・荷捌き車両対策，放置自転車対策，利用促進等の総合的な取組を実施していくことが必要であるとしている。

東京都自転車走行空間整備推進計画（東京都，平成２４年１０月）

東京都は，『２０２０年の東京』計画に位置付けた自転車走行空間を整備するため，整備の基本的な考え方や優先整備区間などを取りまとめた「東京都自転車走行空間整備推進計画」を策定した。

東京都では，本計画に基づき，自転車走行空間の整備を推進し，誰もが安全で安心して利用できる道路空間を創出することとしている。

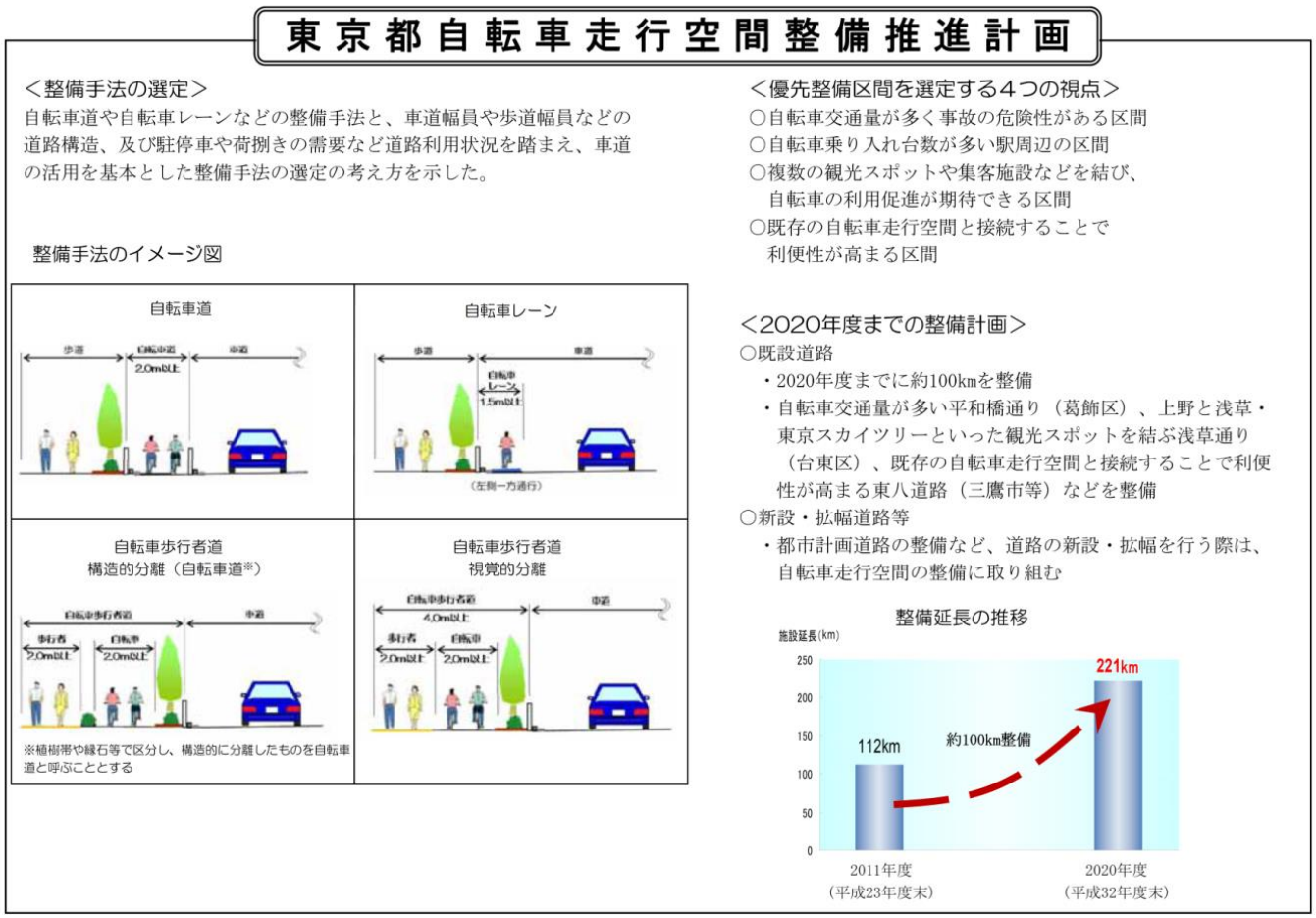

図　東京都自転車走行空間整備推進計画（整備手法の選定等）

出典:東京都自転車走行空間整備推進計画(平成 24 年 10 月，東京都)

● 優先整備区間

調布市内では，調布３・２・６号線（武蔵境通り）が平成２３年度までの整備済み箇所となっている。調布市内に，優先整備区間は存在しない。

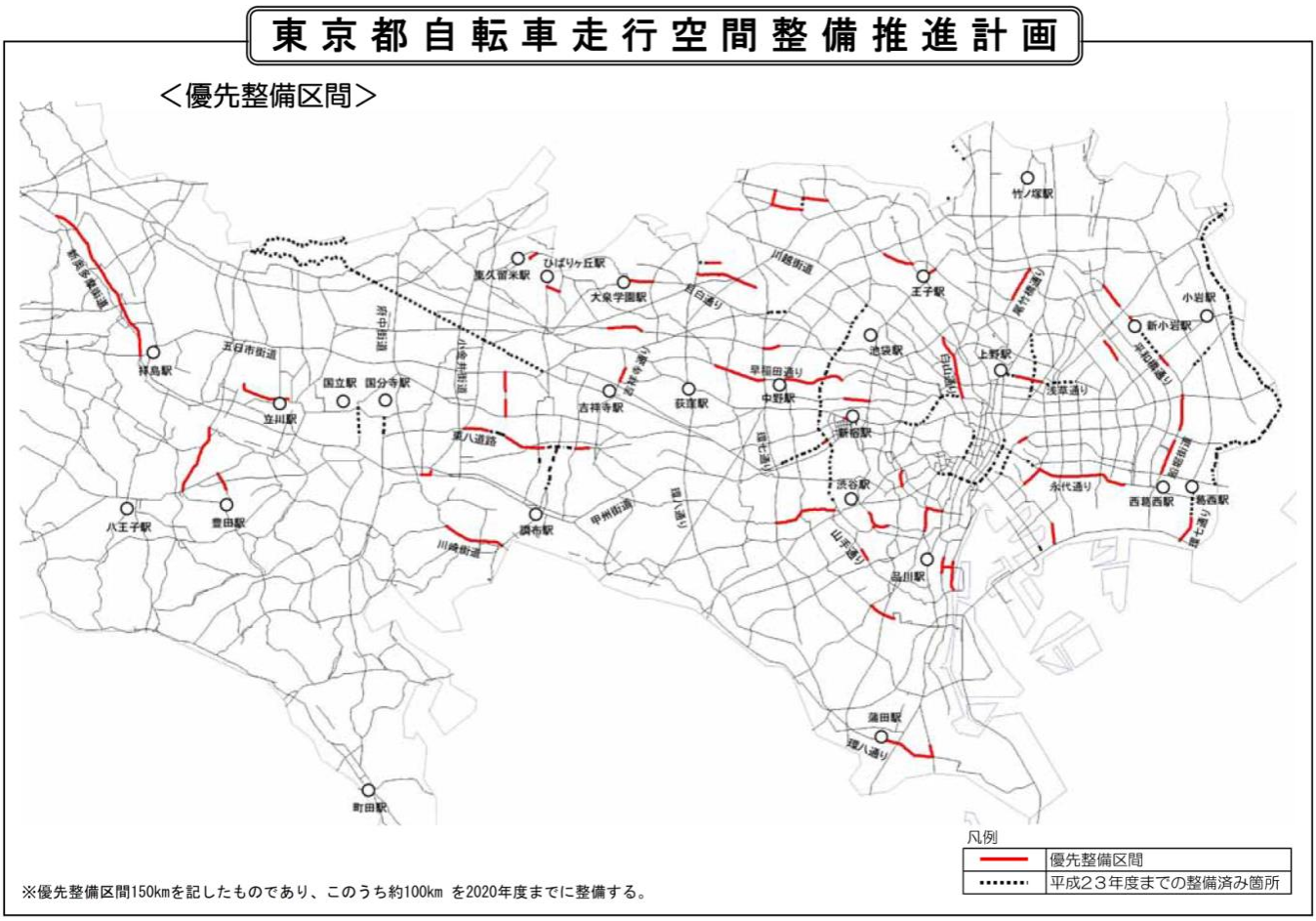

図　東京都自転車走行空間整備推進計画（優先整備区間）

出典:東京都自転車走行空間整備推進計画(平成 24 年 10 月，東京都)

・市内の自転車走行空間整備の現状

調布市総合交通計画

調布市総合交通計画では，交通施策の基本方針として，「歩行者・自転車が安全・安心に移動できる環境の整備」が設定されており，歩行者・自転車が安全・安心に移動できる環境の整備として，自転車利用環境の整備が基本交通施策として掲げられている。

自転車利用の多い地域の状況を踏まえ，利用実態に合わせて市内の安全な自転車ネットワークを構築することで，日常的な移動での利便性向上を図る。

品川通りなど既に整備済みの都市計画道路においては，道路空間の再配分などにより走行空間の確保を検討するとともに，未整備路線については整備・改修にあわせて効率的な整備を推進。

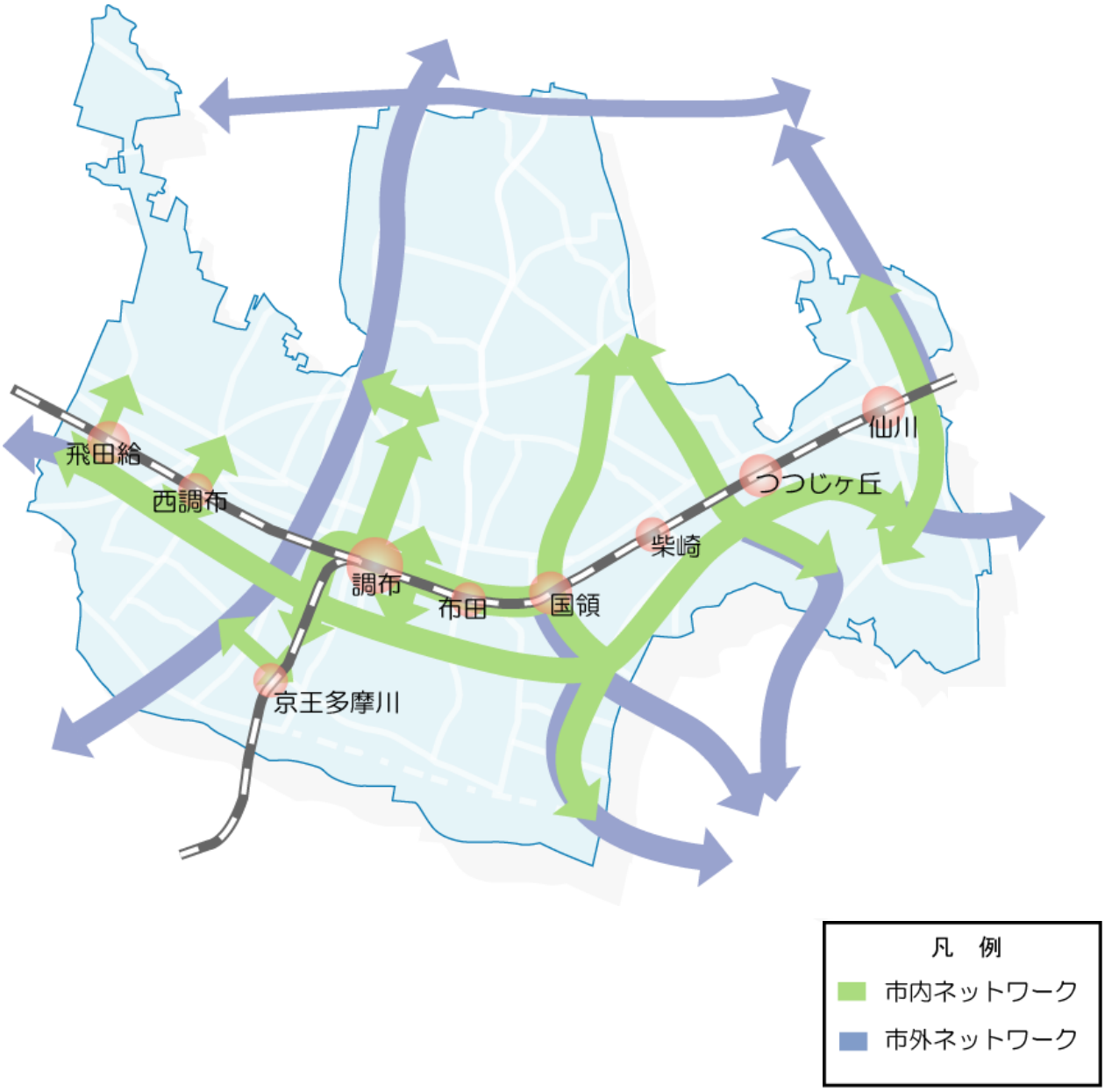

図　自転車ネットワークイメージ

出典:調布市総合交通計画

調布３・４・１０号線

調布３・４・１０号線（品川通り）では，平成２６年度に自転車歩行者道として，自転車走行空間を設置している。

標準幅員１６ｍのうち，幅員２１．５～２５．５ｍ，延長約３００ｍの区間について，自転車歩行者道内に走行空間を設置している。

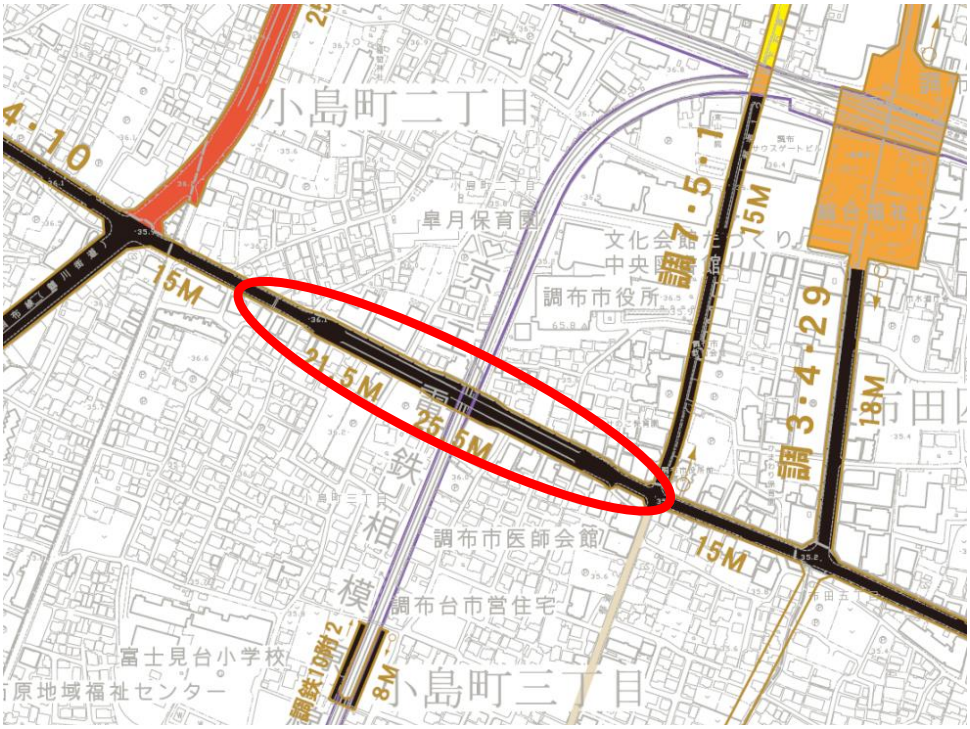

図　位置図（調布３・４・１０号線）

写真　自転車走行空間（調布３・４・１０号線）

・最近の動向

２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた自転車推奨ルートの取組（東京都，平成２７年４月）

東京都は，「東京都自転車走行空間整備推進計画（平成２４年１０月）」等に基づき，都道において，自転車走行空間の整備を進めている。

２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時に，外国からの来訪者も含めて誰もが，大会の雰囲気や観光地のにぎわいを自転車で楽しめるよう，取組を進めていく。

● **自転車推奨ルート（武蔵野の森周辺地区）**

調布市内では，自転車推奨ルートとして，武蔵野の森周辺地区が指定されており，天文台通り，スタジアム通り，武蔵境通り，東八道路がルートとして指定されている。

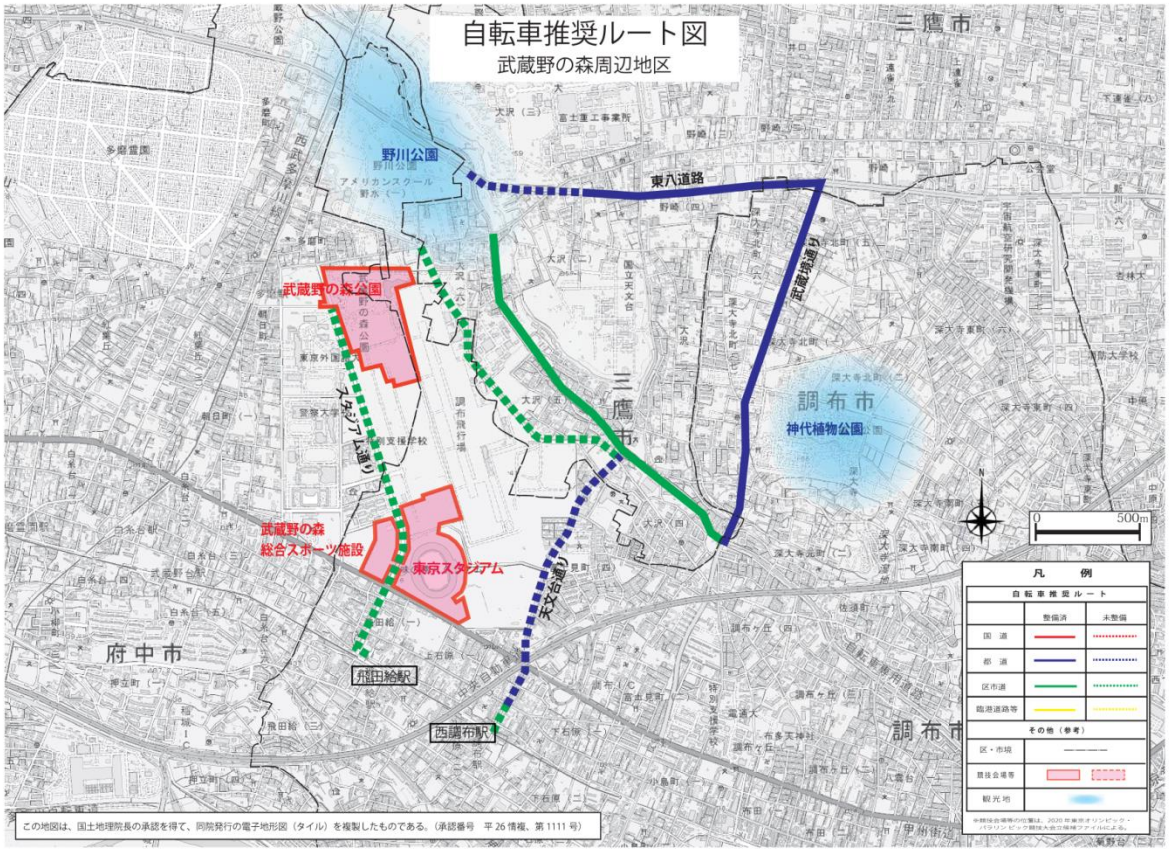

図　自転車推奨ルート

出典：2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた自転車推奨ルートの取組について（平成27年4月，東京都）

安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会

平成２４年１１月に策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を踏まえた安全で快適な自転車利用環境を早期に創出するために，「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」を開催。

「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」 と「安全な自転車通行空間の早期確保」 に向けた提言を取りまとめる予定。

・道路網計画への反映

今後の自転車走行空間の考え方

広域道路（都市計画道路）の新規整備の際は，交通管理者協議の中で，自転車の走行空間に関する協議が不可欠である。

このため，自転車レーンなどの自転車走行空間の設置の考え方の整理が必要である。

地区内道路（生活道路）については，自転車走行空間の設置するには幅員が限られている場合が多いが，市民からの要望や，駅周辺の自転車等駐車場との連携も含めて，路面表示等の設置を検討する必要がある。

また，安全な自転車利用にあたっては，自転車の正しいルールやマナーの浸透を図ること，自転車走行空間ネットワークについては，東京都の動向等から，今後，検討が必要である。

上記を踏まえ，調布市道路網計画に以下を記載することとする。

自転車利用の環境づくり

調布市内の移動は，徒歩や自転車が多く利用されていますが，安全に利用できる空間は十分ではありません。みちの井戸端会議や道路に関するアンケートでは「歩道を安全に，快適に歩けるようにしてほしい」や「自転車を安全に利用できるようにしてほしい」という意見を多くいただいています。これは，自転車の走行空間が明確になっていないために，結果として，歩行者や車と自転車利用者が混在している道路利用の現状を示していると考えられます。

道路を利用する誰もが安全で快適に通行できるようにするには，自転車利用の環境づくりが必要です。すなわち，自転車が安全に利用できる環境を整えることにより，歩行者や車も，道路を安全に利用出来るようになると考えられます。

今後，自転車の日常的な移動の安全性及び利便性向上を図るため，高齢者や子どもなど，誰もが安全かつ快適に移動できるような環境づくりを推進していきます。

＜広域道路網計画＞

- 広域道路を新規整備する場合には，交通管理者との協議を踏まえ，車道通行を原則とした自転車走行空間の設置を検討する。
- 既存道路において自転車走行空間を設置する場合には，交通管理者との協議を踏まえ，緊急性などを考慮したうえで，順次車道にピクトグラムなどの路面表示を検討する。また，道路の機能や役割に応じて，道路空間の再配分等により自転車走行空間の確保を検討する。
- ２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた自転車推奨ルートに指定されている地区では，車道の利用を基本とした整備方針に基づき，整備を進めていく。

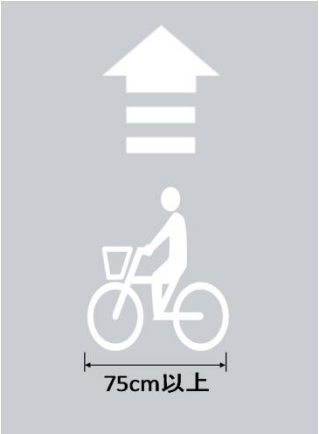

図　自転車のピクトグラムの例

出典：安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会　資料

＜地区内道路網計画＞

- 地区内道路については，自転車等駐車場の周辺や人が集まる駅前など，道路の機能や役割に応じて，順次車道の左側端へ自転車を誘導するため，ピクトグラムなどの路面表示の設置を検討し，自転車走行空間の明確化に努める。
- 鉄道敷地に沿って計画されている地区内道路では，自転車走行空間の明確化と連続性を創出す

ることとしている。

＜自転車利用者のルールやマナーの啓発＞

- 自転車の安全な走行に関する啓発については，自転車利用者の目につきやすい自転車等駐車場の看板へのポスターの掲示を行うとともに，年２回の交通安全のつどいや自転車安全教室など，交通管理者や交通安全協会と連携して，さまざまな年代に対応した形で各種啓発活動を実施している。引き続き，交通管理者等と連携をし，自転車の正しいルールやマナーの浸透を図る。

＜今後の検討＞

- 平成２８年度からの２か年で，利用実態を把握したうえで，市内の自転車ネットワーク計画について検討を行う予定

(2)道路整備にあわせたまちづくり

・調布市のまちづくりの現状

調布市都市計画マスタープラン（平成２６年９月改定）

● **土地利用の方針**

調布市の地域特性を生かしつつ，にぎわいのあるまちづくりと暮らしやすい住環境づくりの調和を図るため，土地利用について，次のように方向づけられている。

①業務・商業地区

●業務・商業地区は，駅周辺地区において，広域交通の利便性を生かしながら，魅力的で活気のある業務・商業施設の重点的な集積を誘導するとともに，既存商店街の活性化を図ります。

●また，バリアフリー化の促進や交通結節機能の充実を図り，駅前市街地の利便性向上を図ります。

②業務・商業系沿道地区

●業務・商業系沿道地区は，主要幹線道路沿道において，広域交通の利便性を生かしながら，生活サービス施設等の業務･商業機能の立地を誘導しつつ，これと調和した住居の環境を保全します。

●また，沿道建築物の不燃化による防災性の向上を図るとともに，歩行者や自転車の安全な通行に配慮しながら，地区計画等による都市計画制度等を活用し，周辺の住宅地等との調和を図ります。

③低密度住宅地区

●低層住宅を主とした市街地として，狭あい道路の改善などの安全な住環境への改善を図りながら，緑豊かなゆとりある安全・安心な住環境を維持・形成します。

●農地や屋敷林が多く残る地域においては，住宅開発に対する適切な土地利用を図っていくため，営農環境や住宅地と調和した土地利用を誘導するとともに，崖線周辺の住宅地においては，崖線の緑と連続した住環境を形成し，緑豊かでうるおいとくつろぎのある住環境を保全します。

④中密度住宅地区

●共同住宅や戸建て住宅等を主とした市街地として，ゆとりある都市型住宅と日常生活に必要な生活利便施設が調和した，緑豊かで秩序ある住環境を形成・成熟化します。

●老朽化が進む住宅団地では，施設の更新・改善に向けたまちづくりを検討・推進します。

●住宅市街地を抜ける幹線道路や主要な生活道路沿道においては，後背地の低層住宅地の住環境との調和を図りながら，日常生活サービスなどを扱う生活利便施設の立地を誘導します。

⑤住工共存地区

●工場等の立地・誘導や広域交通の利便性を生かした流通業務等の促進を基本としつつ，社会経済情勢の変化に伴う土地利用転換に当たっては，地区計画や特別用途地区等の制度を活用し，適切な土地利用を誘導します。

●既に工場と住宅が混在している地区は，既存工場と住環境が調和した市街地環境へ改善を図ります。

⑥産業・観光交流地区

●地域の環境を保全しつつ，歴史的資源や撮影所等の地域資源を生かしながら，産業振興・観光交流の拠点として，土地利用を推進します。

⑦公園・緑地地区

●良好な都市環境を形成するうえで重要な要素として，各種制度を活用しながら，積極的な保全に努めます。

●都市計画公園・緑地等が計画されている地区は，地元意向等を踏まえ柔軟に整備を推進します。

⑧文教・研究施設地区

●地域固有の資源として周辺環境と調和した秩序ある公共的な土地利用を推進します。

⑨スポーツ・レクリエーション地区

●広域的な憩い・親しみの場として活用・保全を推進します。

⑩大規模公共利用施設

●周辺環境に配慮しながら，公共的な施設の機能の維持・適正な配置を推進します。

⑪処理施設

●周辺環境に配慮しながら，都市生活を支える処理施設の機能の維持・適正な配置を推進します。

● 土地利用方針図

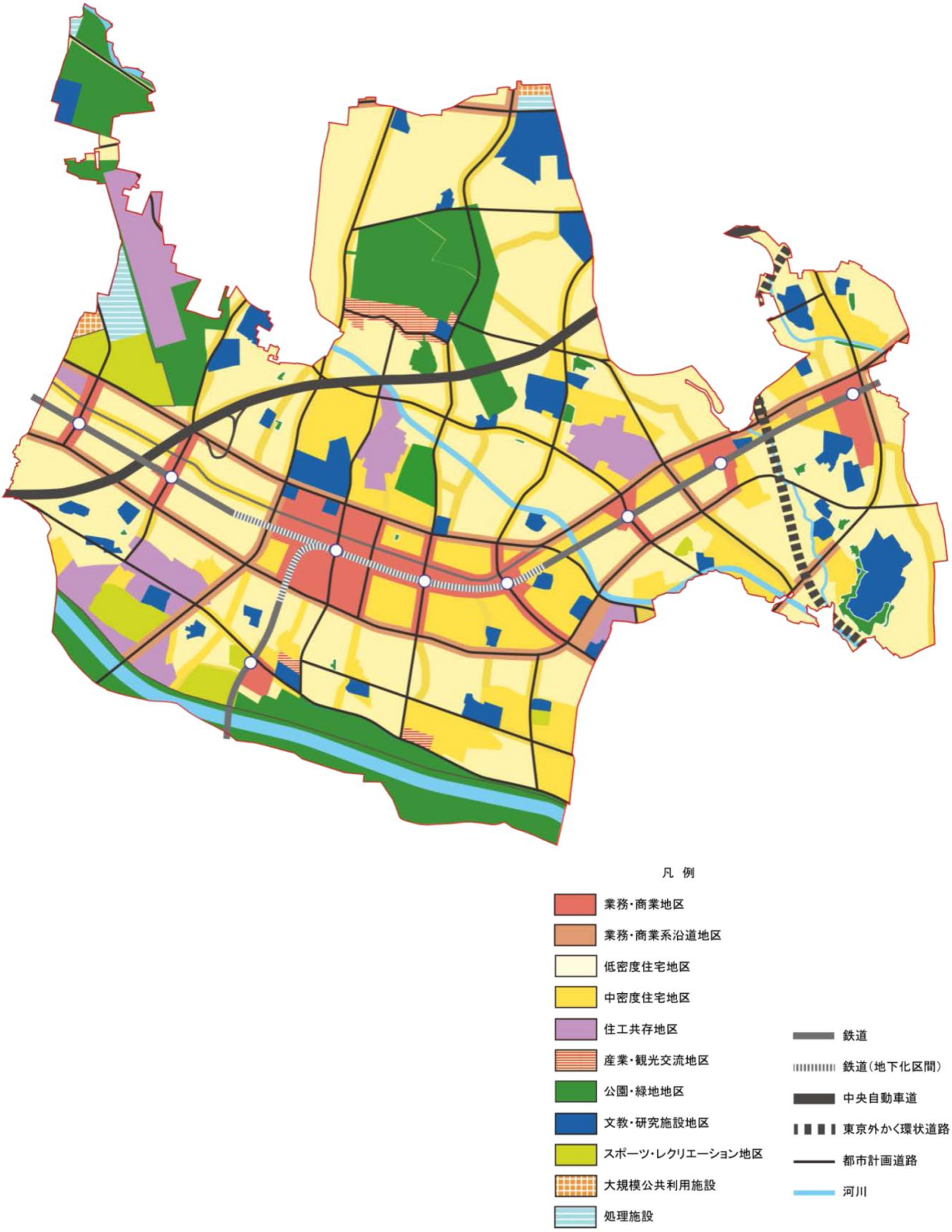

図　土地利用方針図

出典：調布市都市計画マスタープラン（平成26年9月，東京都）

用途地域等指定方針及び指定基準（平成２６年９月）

● **用途地域等の変更及び決定にあたって留意すべき事項（抜粋）**

(1) 用途地域等の適時適切な見直し

目標とする市街地像を実現するため，社会状況の変化による土地利用の動向，都市計画事業等の進捗状況，都市基盤等の公共公益施設の整備状況等に応じ，適時適切に用途地域等を見直す。

(2) 地区計画の原則化

用途地域等の変更にあたっては，都市機能の更新，住環境の保全など地区の課題にきめ細かく対応し，地域の特性に応じためざすべき市街地像を実現するため，必要な事項を原則として地区計画に定める。

ただし，下記に示す容積率や建ぺい率の低減や，地形地物の変化による用途地域の変更など市街地環境に及ぼす影響が想定されない場合は地区計画を定めないことができるものとする。

① 地区計画を伴わない用途地域の変更について

ある一定の条件のもと，以下に示す地区で周辺の環境に大きな影響を与えないものについては，地区計画を定めることなく用途地域の変更を行うことができる。

(ｱ) 用途地域の境界の基準としていた地形地物が変更した地区

建築物の用途の制限や斜線制限による形態規制などの集団規定が緩和される場合は，周辺環境に与える影響が軽微であること。

(ｲ) 再開発等促進区を定める地区計画に基づき土地利用転換が完了した地区

(ｳ) 事業中又は整備が完了した都市計画道路等の沿道地区

目標とする市街地像の実現手段が都市計画マスタープランなどの上位計画に明記されており，地区計画によらず他の都市計画によって，目標とする市街地像の実現が担保できること。また，都市計画道路等の整備を契機に市街地環境が改善するなど，地区計画により地区施設を定める必要がないこと。

※従来は，概ね８年ごとに一斉見直しを実施（東京都）

(ｴ) 都市計画を伴わずに土地利用が転換した地区

土地利用転換の方針が都市計画マスタープランなどの上位計画に明記されており，建築物の用途の制限や斜線制限による形態規制などの集団規定が強化され，市街地環境の悪化を伴わないこと。

用途地域等地域地区の見直しの検討について
（平成２７年度　第１回　調布市都市計画審議会　資料）

平成２７年度を初年度とし，３か年で，用途地域等地域地区の見直し検討を実施している。

目的

調布市都市計画マスタープランで示した市の地域特性を生かし，賑わいのあるまちづくりと暮らしやすい住環境づくりの調和を図るための土地利用方針を踏まえ，平成29年度の用途地域等地域地区の見直しに向けて検討を行うことを目的とする。

見直しの背景

◇用途地域の一斉見直し（H16）から10年余りが経過

◇用途地域決定権限の東京都から市へ移譲（H24.4）

◇都市計画マスタープランの改定（H26.9）

◇用途地域等に関する指定方針，指定基準の策定（H26.9）

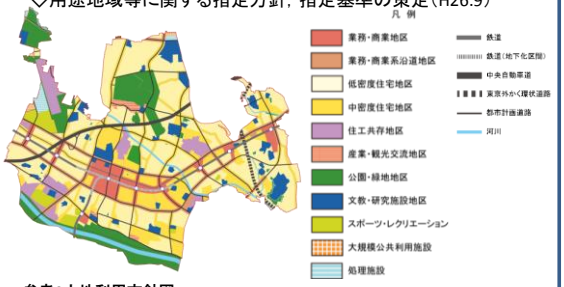

参考：土地利用方針図

まちの状況の変化

◇街づくりの進捗

都市計画道路の整備に対応した適正な沿道土地利用の誘導　等

◇土地利用の変化

工場の撤退による土地利用転換，準工業地域における住工混在

用途地域の境界基準としていた地形地物等の変更 等

参考：工業・流通計施設の集積

参考：都市計画道路の整備

◎市が独自性をもって都市づくりに取り組むことのできる環境が整った。（地域のまちづくり対応した見直し）

◎土地利用の変化，まちづくりの進捗等の変化により生じた都市の課題に即した検討が必要

都市計画マスタープランに掲げた将来像を実現するための方策の検討
社会経済情勢や市が抱える土地利用の課題について，都市計画的視点から都市計画の見直しの必要性を検討

三か年の検討イメージ

◆ 用途地域等の見直しの基本的な考え方となる「用途地域等の見直し方針」を決定する

◆ 方針に基づき，用途地域等の地域地区の見直しを検討する。

◆ 都市計画法に基づく法定手続きや条例改正を行う。

平成27年度

- 「（仮称）用途地域等見直し方針」の策定
- 用途地域等地域地区「見直し検討地区」の選定

平成28年度

- 用途地域等地域地区「見直し箇所」の選定
- 都市計画の素案の作成

平成29年度

- 用途地域等地域地区の都市計画手続き

決定・告示

参考　都市計画事業の進捗に合わせた変更

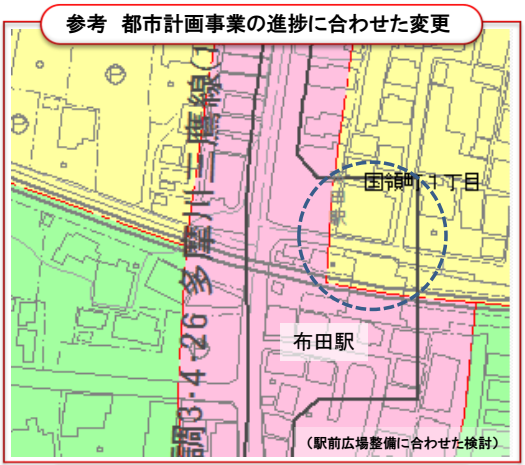

参考　都市計画事業の進捗に合わせた変更

・まちづくりの検討課題

事例１　道路整備に合わせた沿道土地利用

道路整備に連携した土地利用の適正な誘導が図られない。さらに，道路整備効果が早期に発現できない。

【都施行】 調布3･4･18号線
（事業中路線）

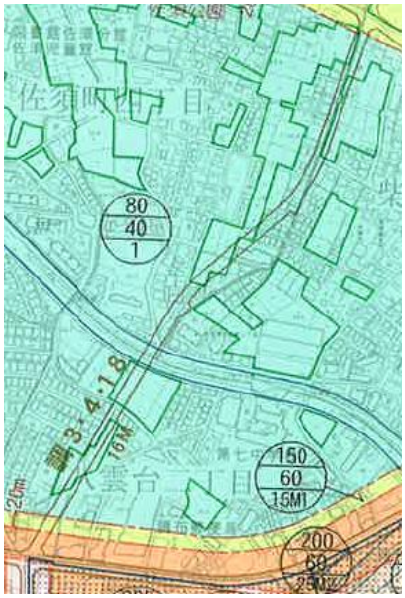

【市施行】 調布3･4･28号線
（事業中路線）

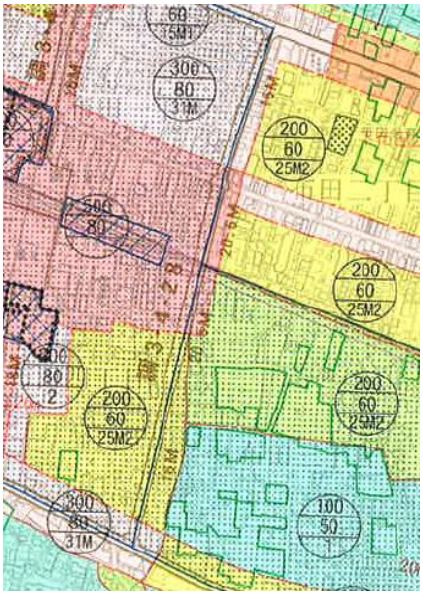

事例２　道路整備と連携したまちづくり

道路計画を契機としてまちづくりの機運が高まった地区は，地区計画を検討するなど地元と協働してまちづくりを進めている。

【市施行】 調布3･4･32号線
（事業中路線）

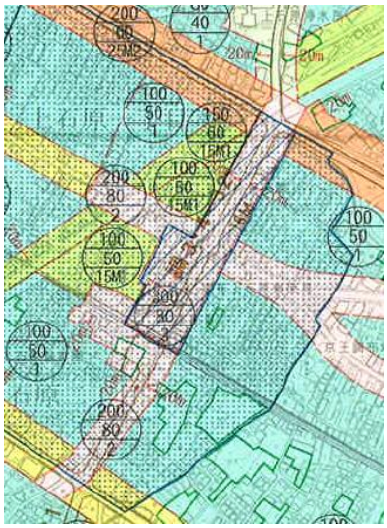

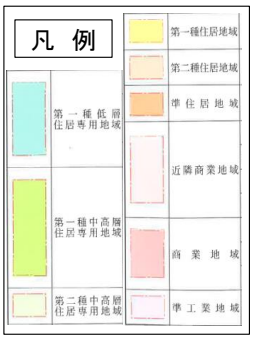

「住み続けたい　緑につつまれるまち　調布」を
より一層具現化するために
調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例
（平成17年4月施行）

条例の基本理念

市民，事業者及び市がそれぞれの責務を自覚し，立場を尊重して，協働による街づくりを推進することを基本理念としています。

計画（都市マス）と
法規範（条例）の両
面から住民発意の
まちづくりを推進

・道路網計画への反映

事例を踏まえ，調布市道路網計画に以下を記載することとする。

＜地域の個性を生かしたまちづくり＞

調布市では，「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づき，住民発意によるまちづくりを推進しています。話し合いの場が一定の要件を満たす場合には，調布市が「街づくり協議会」，「街づくり準備会」として認定し，まちづくり活動に対する支援を行います。観光拠点である深大寺の周辺地区では，豊かな自然や歴史的な景観を生かした活発なまちづくり活動が行われています。また，老朽化した大規模住宅の建替えを契機に活動している地区があります。

まちづくり活動は，地域住民の共通の思いをきっかけに始まることがほとんどであり，道路の大半が住宅地に計画されている調布市では，道路の計画を契機としてまちづくりの機運が高まる可能性があります。このような機会を捉え，地域のまちづくりの熟度に応じて，沿道の街並み形成の促進などについて，地域住民と協働で検討を進めていくことが重要と考えています。

＜今後の検討＞

平成２７年度からの３か年で，地域の個性を生かしたまちづくりの進捗や土地利用の変化に対応するため，都市計画マスタープラン及び用途地域の指定方針及び指定基準を踏まえた用途地域の見直し検討を行う予定。

参考. 検討体制

都市計画道路，生活道路などの整備を計画的かつ効率的に推進することを目的として策定する道路網計画の公平性及び客観性を確保するため，「調布市道路網計画有識者委員会」を設置するとともに，道路網計画の円滑な策定に資するため，「調布市道路網計画庁内調整会議」を設置し，調査検討を進めた。

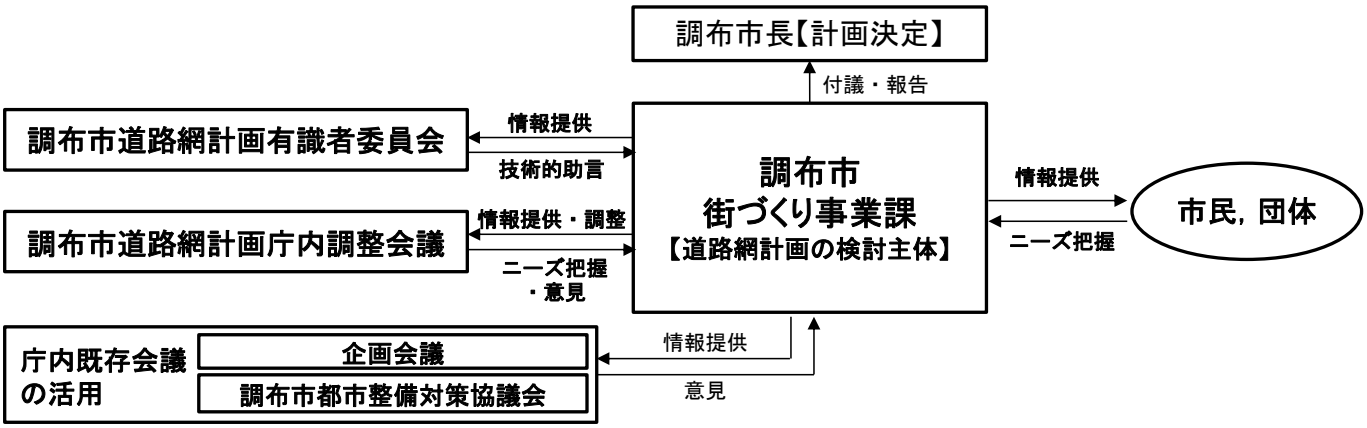

図　検討体制

＜調布市道路網計画有識者委員会 委員＞

	所属	氏名
委員長	東京工業大学大学院　総合理工学研究科　教授	屋井　鉄雄
副委員長	日本大学　理工学部　准教授	大沢　昌玄
委員	東洋大学　理工学部　教授	野澤　千絵
	埼玉大学大学院　理工学研究科　助教	小嶋　　文
	東京都都市整備局都市基盤部街路計画課　課長	佐久間　巧成
	東京都建設局道路管理部安全施設課　課長	周郷　友義
	調布市都市整備部長	岩本　宏樹

＜調布市道路網計画庁内調整会議 委員＞

	所属
委員	行政経営部政策企画課長（副会長）
	行政経営部財政課長
	都市整備部都市計画課長
	都市整備部街づくり事業課長（会長）
	都市整備部用地課長
	都市整備部道路管理課長
	都市整備部交通対策課長
	都市整備部建築指導課長

●お問い合わせ先●
調布市　都市整備部　街づくり事業課
TEL：０４２－４８１－７５８７（直通）
FAX：０４２－４８１－６８００

古紙配合率100%再生紙を使用しています

登録番号
（刊行物番号）
２０１５－２７４